

しらたか

2017年1月

編集発行
白鷹町農業委員会



「白鷹町若手親元就農者等交流会」

昨年11月25日、親元就農をしている若手農業者を中心に、次代を担う農業者の農業に対する考え方や方向性を聞き、今後の委員活動に反映したいとの目的で白鷹町若手親元就農者等交流会を開催いたしました。

稲作を始め、酪農、園芸、果樹、花卉等々、いろいろな作物、また経営内容や自らの農業への携わり方など、多種多様な若手親元就農者等27名に参加いただき、JA白鷹経済支店長、農業委員(事務局も含み)総勢47名に参加協力をいただき、有意義で貴重な交流会をさせていただきました。

否応なく高齢化が進み、色々な意味で難しい農業界の中にあっても、力強く自らの農業の有り方を話して下さった若手農業者の思いをしっかりと受け止め、今後の農業委員会活動に生かしていきたいと思います。

(広報部会長 川部忠弥)

年頭のごあいさつ

第20期

白鷹町農業委員会



会長 橋口太一

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また日頃より、農業委員会活動にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみると、全国的には熊本地震や台風9号10号など、大きな自然災害や気象災害がありました。

白鷹町においては4月の凍霜害によるサクラランボやりんご等の果樹被害が発生し、不安なスタートとなりました。サクラランボは減収となりましたが、水稻はじめ野菜等は天候にも恵まれ、特に水稻は作況指數104と「やや良」の出来秋となりました。

しかしながら、農業を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、先行き不安な中での経営をやらざるを得ません。そのような中、少しずつですが、白鷹町も新規・移住の若手農業者が増加しており、喜びを感じています。

TPP交渉が昨年10月大筋合意されたのを受け、国政では参議院選挙でコメ主産地道県の野党勝利はあつたものの、十分な

情報開示もなく、12月9日にはTPP協定が国会承認、関連法が成立しました。しかし、米国次期大統領の離脱宣言で発効の方は不透明な状況です。今後も注意深く見ていかなければなりません。

政府は11月下旬に改訂農林水産業・地域の活力創造プランを公表しました。農業所得向上のために、農業者が自由に経営展開できる環境作りを推進することとしています。急進的な農協改革のみがクローズアップされますが、農業・農村社会が持続的に維持発展できるよう、幅広い対策を講じていただきたいものです。

地方創生を目指すには、基幹産業としての農業施策強化と商工業のバランスのとれた安定雇用と所得の向上であります。今後の具体的な施策を注視していきたいと思います。

「改正農業委員会法」が28年4月1日から施行されました。第20期農業委員は29年7月に改選を迎える、第21期は新制度の下で新たなスタートを切ります。一定数見直しを行い、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、優良農地の確保などの課題に対し、農地パトロールや地域のご意見を拝聴しながら、行政に意見し、活力ある農業・農村を目指し委員一同活動して参りたいと考えています。

町民の皆様には本年が佳き年になりますよう衷心よりご祈念申し上げ年頭のごあいさついたします。

本年もどうぞよろしくお願ひします

農業委員一同（議席番号順）

山川孝治
大木光明
紺野伸明
後藤五十嵐
船山清一
長谷川喜一
小林周博
太一周
橋口一彦
船山悦一

丸川まき子
戸川房子
梅津一
上喜美子
村上久忠
澤部清浩
川上浩清
河部忠清
久澤喜彦
部忠久
河部彦弥
川上康美



農業者の「経営とくらしを立てつ
情報をタイムリーに届けします

●毎週金曜日発行
●月額700円[送料、税込]

全国農業新聞は多くの読者の
皆様に満足して頂けるよう、
家族全員が楽しめる記事も
充実しています。

お問合せは
農業委員会事務局、
または最寄の農業委員まで

全国農業新聞

「平成29年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」提出



白鷹町農業委員会は、最大の使命である、農地等の利用の最適化を効率的に実施するため、また更なる施策の充実・強化が必要であると考え、10月28日、「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。（以下、意見書抜粋）

1、農業の担い手育成について

農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、農業後継者を確保し、支援していくことが重要であると考えます。担い手となる若手の新規就農者を支援する組織を充実させ、若手農業者が継続して安定した農業経営が出来るよう要望いたします。また、稲作等の土地利用型農業や果樹農業を希望する新規就農者が少なく、農地の健全利用と保全のために配慮と支援をお願いします。「新規就農者支援事業」では、農家子弟への営農資金の助成について、現行では農林大等研修機関や先進

農業の生産性を高めていくためには、農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要があります。また、畑作物需要の多様化や高品質化、生産コストの低減化のため、畑地の基盤整備事業を行い、遊休農地の解消や環境の保全維持が容易になるよう、即急に対応していただきたい。

また、特に中山間地域での後継者に対する配慮もお願いします。

2、地域の特性を生かした農業のありかたについて

地域の担い手に農地集積を図ると共に地域循環農業による高品質農畜産物や農産加工品の生産の推進、水田機能の維持のためWCS生産、飼料米の生産販売に向けた支援を行つていただきたい。また本町は「日本の紅（あか）をつくる町」を旗印に、紅花生産の拡大や観光等への活用、産業振興、交流人口の増大を目指しています。農業の果たす役割も大きく、生産者の組織化、作付地の団地化等を推進し、さらに一丸となつて取り組んでいただきたい。

また、本町は、中山間地を多くかかる地域です。その特性を活かした農業を行うためには、「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」等を活用し、遊休農地の発生防止と多面的機能の維持・保全を図つていただきたい。

3、農地中間管理機構について

農業の生産性を高めていくためには、農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要があります。また、畑作物需要の多様化や高品質化、生産コストの低減化のため、畑地の基盤整備事業を行い、遊休農地の解消や環境の保全維持が容易になるよう、即急に対応していただきたい。

4、有害鳥獣害対策について

今年度の熊目撃情報は例年以上に多くの農作物被害も増加しています。また、猪、猿等の被害も懸念されるため、今後も有害鳥獣の駆除、獣害防止柵等の支援について要件等の緩和を含め、農家が取り組みやすい対策となるようお願いします。

5、農業委員会等に関する法律の改正による農業委員選出方法の配慮について

農業委員が現場で活動し成果を得るために、地域の「代表」として選ばれ、地域から信任を得ていることが不可欠です。現行の取り組みに留意して、地域からの推薦を基礎としながら、地域間の委員数に隔たりの信頼を得ていることが不可欠です。現行の出ない選考方法の導入をお願いします。また、今後一層、質量共に増大し重要性を増す農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に相応しい報酬額を要望いたします。

“白鷹町 若手親元就農者等交流会”

交流会には、白鷹町内各地区より参加をいただきました。それぞれの地域で、自分の条件や環境に合った農業経営を、家族や仲間と共に頑張っておられます。

農村と呼ばれる何処の地域でも、高齢化や人口の減少、そして空き家問題、それにもまして農業後継者不足が深刻化している中で、頑張っておられる若手農業者を見るにつけ、心強さや頼もしさに、家族はもちろん地域の方々の中にも胸をなで下ろす方も少なくないのではないかと思います。

限られた時間の中ではありましたが、親元就農あるいは農業に携わるようになったきっかけやそれぞれの農業経営への思いを話していただきました。



「鷹山地区」

海老名陽介さん・紺野桂馬さん・紺野真克さん

様々な職種で鷹山地区若手就農グループ「ポケットファーム」に取り組む皆さん。色々と問題もあると思いますが若さで乗り越え、夢に向かって頑張ってください。

地元農業委員 戸借 房子



「蚕桑地区」

佐藤哲也さん・樋谷宣佳さん・船山隼人さん
片山祥平さん・横澤祐太さん・五十嵐政紀さん

白鷹の日本らしい田園風景を、その次の世代まで引き継いで下さることを願っています。

地元農業委員 丸川まき子



「東根地区」

船山裕介さん・梅津 悠さん・鈴木清登さん
新野詠幾さん・新野嘉宣さん

酪農家4名が仕事の都合で途中退席されましたが、皆と交流を深め、農業の魅力とやりがいを見つけ、農地を守りながら仕事に励んでもらいたいと思います。

地元農業委員 大木 光明



「鮎貝地区」

大瀧明香さん・樋口絵梨さん・横山 聰さん
加藤嘉智さん・樋口賢太郎さん・梅津 駿さん

鮎貝で酪農・農業で頑張っている若手ホーブの皆さんです。町民の皆様方の応援やご協力をお願ひいたします。

地元農業委員 後藤 伸一

写真撮影に参加できなかった皆さん、ごめんなさい！この場を借りてお詫びします。



情報交換会は時間の都合等により、蚕桑地区を代表して船山隼人さん、鮎貝地区を代表して梅津駿さん、大瀧明香さん、鷹山地区を代表して紺野真克さん、東根地区を代表して船山裕介さん、平井信幸さん、以上6名に発表していただきました。

内容は自己紹介と経営状況、親元就農をしようと思った理由、今後の経営につながる希望と課題、その他、法人化にしたきっかけと成果、農業者間のつながりの状況など多岐にわたり、多くの意見や課題をお聞きしました。

また最後に、参加していただいた若手農業者の皆さん一人ひとりのご意見をいただきました。

ほとんどの方が、現状においても将来的にも労力不足に不安を抱いておられました。そのような中、作物間での労力のやり取りをできないかという意見もありました。

親密な他作物間の交流を深めるという一つの課題が見えてきたと思います。

参加ご協力ありがとうございました。

(広報部会長 川部忠弥)

農振部会総括

農振部会長 樋口一彦

先日、町に対し「平成29年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を提出いたしました。要請の第1番は、担い手に対する支援です。優秀な後継者が意欲を持って農業経営や地域づくりに活躍できるように、農業が魅力ある産業となるような施策の提案です。

また、この度の交流会では、若い感性と新しい視点からの農業・農村づくりの意見や考えを交わしていただきました。

お忙しい中、多くの方々に参加いただき誠にありがとうございました。



活力ある農業・農村を目指して！

農地パトロール

農業委員会では、毎年、耕作または保全管理がなされていない遊休農地や、無許可で農地以外に使用している農地があるかなどを確認するため、農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。農地パトロールで「遊休農地」が確認された場合、農地法の規定に基づき、利用意向調査を行います。

利用意向調査

「遊休農地」の所有者には、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか等、今後の農地利用の意向を調査しています。また、利用意向調査に回答が無い、意向表明のとおり利用増進を図っていない、また権利の設定・移転を行っていない場合は、農地中間管理機構との協議を勧告することになります。

非農地判断

すでに山林や原野のような状態になっているなど、草刈りや、農業機械による耕起だけでは再生が困難な農地については、所有者の方からの申請による「非農地判断」を行うこともあります。該当する農地を所有している場合は、お近くの農業委員、または農業委員会にご相談ください。

農地の転用

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。農地を転用する場合には、農地法の転用許可が必要です。許可なく農地を転用した場合（いわゆる無断転用）や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、許可の取り消しや工事の中止、原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、罰則の適用もあります。違反転用すると、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰則が科せられます。

農地部会総括

農地部会長 小林周一

改正農業委員会法が28年4月1日より施行されました。従来までの法令業務(農地の賃貸借、売買や農地転用の許認可等)に加え、『農地利用の最適化の推進』が必須業務として大きく位置づけられました。農地を農地として利用したい農業者に、いかに集積し、農業生産に結びつけるかであります。このことには従来からも取り組んできていますが、今、法律にあえてそのことが規定されたことは、まだ成果が不充分との裏返しでもあります。農業委員会、農業委員として「農地利用の最適化に向けて」最大限努力して参ります。

本町は地形からして、優良農地も多くありますが山間部等の条件不利農地や遊休農地もあります。遊休化した原因の殆どが、後継者不足や高齢化等労働力不足による構造的なものと考えられます。遊休農地解消といつてもソフト面だけで簡単に解決できる課題ではありません。一つ一つの問題に行政・農地中間管理機構等と連携し、ハード面の事業と担い手確保を組み合わせながら地道に取り組んで参ります。



農地に関するお問合せは
白鷹町農業委員会 ☎85-6128

農業者年金に加入しましょう



老後の備えは大丈夫ですか？

国の試算を基にすると、国民年金の受給だけでは、夫婦2人で月10万円程度の不足が想定されます。

少ない負担で豊かな老後に備えるためには、できるだけ若い年齢で加入することが重要です。

「積んでおけばよかった」と後悔することのないよう、特に平均余命の長い女性は自ら加入して、安定した老後生活に備えましょう。

★農業者の方なら広く加入できる

国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している60歳未満の人であれば農地を所有していくなくても加入することができます。

★終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなっただけでも、80歳までに受け取れるはずだった年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

★担い手には保険料の助成がある

認定農業者等、一定の要件を備えた担い手に対し保険料の助成があり、経営継承をすれば特例付加年金として助成分も受給できます。

★積立方式・確定拠出型で少子高齢化に強い

自ら積み立てた保険料とその運用実績によって受給額が決まります。

★保険料の額を自由に決められる

毎月の保険料は2万円～最高6万7千円まで1千円単位で選択できます。経営状況や老後の設計に応じて、いつでも設定・見直しができます。

★税制面で大きな優遇措置がある

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

農業者年金《経営移譲年金》受給者の方は、大切な年金が支給停止事由に該当しないように土地の権利移動、転用などの際は事前に農業委員会に相談してください。



農業者年金基金では、毎年、各市町村農業委員会に加入目標人数を設定しています。平成27年度白鷹町は9名に加入していただき、目標達成率で全国2位となり、この度全国表彰を受けました。



7月26日、天童市で開催された山形県農業者年金協会総会の席上にて、岸宏一協会会长より表彰状が授与されました。高品質の生乳生産者がだけが認定される「マイスター・ミルカー」でもある大木委員。今後も引き続きの活動に、ご期待申し上げます。

農業者年金の
全国表彰を受けました

西置賜農業賞を
受賞されました
大木光明委員(畔藤)が
白鷹町農業委員会が

農業委員会の新制度への移行について

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として位置づけられ、農業委員に加え、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。白鷹町では平成29年7月19日任期満了後に新制度へ移行予定です。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員	農地利用最適化推進委員
総会における議決	なし（要請がある場合のみ総会出席）
農地パトロール、利用状況・利用意向調査	農業委員と同じ
人・農地プラン	農業委員と同じ
各種会議・研修会への参加	農業委員と同じ

2. 選出方法等

農業委員・・・~~公選制・選任制~~ ⇒推薦と公募により議会の同意を得て町長の任命制へ変わります。

農地利用最適化推進委員・・・推薦と公募により農業委員会が委嘱します。

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の定員

農業委員・・・・・・・・ 11名

農地利用最適化推進委員・・・5名

（蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥・十王地区、鷹山地区、東根地区の担当地区毎に1名）

4. 新制度移行に向けてのスケジュール

- ① 平成28年12月 定数に関する条例、規則の制定等
- ② 報酬に関する条例の改正
- ③ 平成29年4月 推薦・募集
- ④ 募集期間の中間・最終 推薦を受けた者及び応募した者の公表等
- ⑤ 平成29年5月 評価委員会による評価
- ⑥ 平成29年6月 選任案件の議会提案
- ⑦ 平成29年7月 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱



【広報部会】

部会長 川部 忠弥
副部会長 船山 博夫
委員 山川 孝治
〃 大木 光明
〃 戸借 房子
〃 後藤 伸一
〃 梅津 喜一
〃 紺野 清一
〃 五十嵐清美

ある詩人の詩に「大地に育つた実り多き作物を称える人はいても、作物に覆われて見えない大地を褒める者はいない」といった意味の詩を目にしたことがあります。農業に携わる人達が何時でも自由に集い、話し合えるような場が、農業界の豊かな大地の糧となるのかもしれません。
発行にあたり御協力いただきまして皆様に心より御礼申し上げます。
【広報部会長 川部忠弥】

編集後記

